

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	NTK観光バス株式会社（法人番号：9011501020717） 代表者 鈴木 菜月
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑6-35-19 (本社営業所) 東京都足立区花畑6-35-19
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第86条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月18日及び令和6年8月19日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)許可等の条件又は期限違反(道路運送法第86条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ダックス (法人番号: 6010902024874) 代表者 稲垣 健一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区駒沢4-23-8 (本社営業所) 東京都世田谷区駒沢4-23-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和6年9月20日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	矢作観光株式会社（法人番号：7040001105060） 代表者 矢作 賢一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県市川市中国分2-16-22 (本社営業所) 千葉県印旛郡酒々井町中川11-3-2F
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グリーンライフ (法人番号: 6040001038666) 代表者 難波 紀幸
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県柏市大青田1604-1 (柏営業所) 千葉県柏市大青田1604-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月17日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	フロンティア観光バス株式会社 (法人番号: 5021001027843) 代表者 古正 聡
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県海老名市上河内110-12 (本社営業所) 神奈川県海老名市上河内110-12
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月10日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)